

近世畿内農業と牛流通(下)

——河内駒ヶ谷市を中心に——

第二章 駒ヶ谷村の牛市場

六 明和寛政期の甚兵衛家の牛取引

前節までわれわれは、摂河泉地方の牛流通を、主として農村の牛所有および訴訟文書を通してみてきたのであるが、ここでは既に部分的に明らかとなつた駒ヶ谷市の位置を、さらにその取引の具体的な内容にまで入つて考察することにしよう。

明和三年以降駒ヶ谷市の組頭甚兵衛は、「巻田舎牛売帳巻大福帳 宇陀屋甚兵衛」という大形の帳簿を作成し、市場管理の合理化をはかつている。この動きは、前述の如く天王寺市の独占強化の動向と併行して行われたものである。この史料を専ら使用して市の数量的な内容をみると、第11

表のようになる。

酒 井

一

西国からの入牛数は、明和三年から寛政二年まで二五年間にわたつて判明する。入牛の変化をみると、明和三年以降天明初年までは一貫して減少の傾向にあり、その間明和三年の入牛数四四二頭の半分又はそれ以下となり、市の不景気の様子がよみとられる。先に五〇〇頭といわれた駒ヶ谷市が安永年間には二〇〇頭を切るにいたつていたのである。しかしその後天明三年ごろから回復の方向がみられる。明六年以降は、明和三年を上廻るにいたつている。その後の発展については全くわからないが、天明五、六年ごろからの上向的發展も天明末、寛政元年に早くも行づまりをみせているので、あまり樂觀的な評価はできないように思われる。

第11表 駒ヶ谷市入牛数 (数字は頭数)

	因	籍	出	雲	伯	普	但	馬	備	中	備	前	
昭和3	77(23)	104(23)	181(46)	77(12)	60(22)	137(34)					28	21(12)	49(12)
4	41	114(2)	155(2)	58	80	88					29	14	43
5	45	58(6)	103(6)	29(10)		29(10)	4	16	20		8	10	18
6	28(5)	73(2)	101(7)	38(4)	6	44(4)						3	3
7	29	66	95	24	4	28					10	10	10
8	36(4)	59(4)	95(8)	14	2	16					1	1	1
安永1	38	88(8)	126(8)	23	6	29					7	7	7
2	37	62(8)	99(8)	34		34	20	28	48		11	11	11
3	28	27	55	23	6	29	16	18	34		16	18	34
4	27	33	60	17	2	19	14	14	28		14	14	28
5	16	28	44	53	6	59	9	17	26		9	17	26
6	18	37	55	51(1)	6	57(1)	8	19	27		8	19	27
7	24	33	57	49		49		6	6			6	6
8	30	59	89	45	10	55		4	4			4	4
9	26	69	95	42(5)	31(16)	73(21)		4	4			4	4
天明1	17(4)	52	69(4)	64	18	82		6	6			6	6
2	15	34	49	63(2)	19(4)	82(25)	9	10	19		9	10	19
3	4	92	96	53(2)	20	73(2)	5	38	43		5	38	43
4		60	60	58(5)	22(3)	80(8)	5	16	21		5	16	21
5	11(2)	78(9)	54(15)	94(38)	51(38)	145(75)	5	8	13		38(18)	11(6)	49(24)
6	13	78(9)	91(9)	123(64)	48(30)	171(84)	3	7(6)	10(6)		25(18)	20(9)	45(27)
7	23(14)	47(2)	70(16)	120(52)	78(65)	198(117)		2(2)	2(2)		27(19)	20(14)	47(33)
8	18(9)	18(2)	36(11)	112(56)	69(57)	181(113)					10(8)	8(2)	18(10)
9	8(3)	64(10)	72(13)	158(70)	85(67)	243(127)	1	15(15)	16(15)		23(15)	23(15)	46(28)
寛政1	14(3)	26(6)	40(9)	145(75)	75(49)	220(124)		6(6)	6(6)		33(23)	25(13)	58(36)
2	14(14)	?	?	141(96)	?	?	4(4)	?	?		24(24)	?	?

美	作	播	磨	丹	渡	丹	後	不	明	總	計		
22(4)	20(10)	42(14)	6	27(4)	33(4)					210(39)	232(71)	442(110)	明和3
20(3)	24(5)	44(8)	18	38(16)	56(16)					166(3)	220(23)	386(26)	4
12(2)	11	23(2)	10	20	20	3	6	9		111(12)	121(6)	232(18)	5
13	18	31	5	18(5)	23(5)					84(9)	118(7)	204(16)	6
17	8	25	21(1)	25(7)	46(8)					101(1)	103(7)	204(8)	7
6	6	12	24(3)	22	46(3)		8	8		81(7)	103(4)	184(11)	8
14(4)	8(2)	22(6)	21	29	50		23	23		103(4)	154(10)	257(14)	安永1
14(2)	13(2)	27(4)	20	19	39					136(2)	122(10)	258(12)	2
12(6)	5	17(6)	10	30(25)	40(25)		13	13		89(6)	110(25)	199(31)	3
11	6	17	17(10)	6	23(10)		14	14		98(10)	81	179(10)	4
18(2)	8	26(2)	12	6	18		14	14		122(2)	85	207(2)	5
6	8	14	26(20)	26(20)	26(20)		18	18		83(1)	114(20)	197(21)	6
6	6	12	24(20)	4	28(20)		12	12		111(20)	73	184(20)	7
10	8	18	9	9	9		9	9		75	101	176	8
33(13)	18(4)	51(17)	12	27(5)	39(5)	1	4	5		78(5)	145(26)	223(31)	9
27(8)	21(8)	48(16)	15(9)	15(4)	30(13)					82(4)	103	185(4)	天明1
23(5)	32(18)	55(23)	3	34(20)	27(20)		4	4		132(34)	108(13)	240(47)	2
63(37)	76(50)	139(87)	45(31)	32(12)	77(43)					85(2)	171	256(2)	3
49(25)	72(36)	121(61)	27(16)	38(18)	65(34)					89(10)	182(45)	271(55)	4
53(30)	45(29)	98(59)	13(3)	14	27(3)					214(95)	165(81)	379(276)	5
55(39)	40(21)	95(60)	39(29)	39(17)	78(46)					327(182)	296(139)	623(321)	6
65(43)	33(19)	98(62)	9(2)	20(20)	29(22)					279(147)	312(170)	591(317)	7
62(54)	?	?	0	?	?					240(127)	208(124)	448(251)	8
										323(178)	287(138)	610(316)	9
										307(176)	226(131)	533(307)	寛政1
										298(241)	?	?	2

(酒井) (上) 流通と牛乳業と茶業内茶葉

註：1. 国別の欄はそれぞれ春登り、秋登り、合計の3項目になつてゐる。2. () 内は登り牛牛中の間登り牛牛数。
 3. 史料は毎年度「田舎牛売帳」および「登牛買請数口銭銀渡帳」による。

第11表中の()で示した数字は、先に示した間登りを示すが、これはいわゆる正規の市日に登ってくる(本登り)以外の牛で、その意味で市場独占をくずす要因となるべきものである。これを明和五年に天王寺問屋、河内二軒の組頭の連繫で掌握せんとしたことは、先にのべた通りである。

この表に示した間登り牛数は、史料によつて若干記載に粗細のちがひがあるので絶対的なものとはいえないが、大体の傾向を看取するには十分である。これをみると、明和三年では間登りは総入牛のほぼ四分の一を占めるが、その後の入牛数の減少・停滞は、端的には間登り数のその表現であるといつてよからう。その間登りの総入牛に対する比率は多くて二〇%弱で大体一〇%以下が一般的といえる。天明中期からの入牛増加の時期には、間登り率は五〇%を上廻つており、約半分が本登り以外の牛であるといえるのである。それゆゑ入牛の増加は、間登りに因るもので、本来的な市統制からの離脱をともなつて行なわれていることは、注目に値しよう。春牛と秋牛とはとくにどちらかがたえず数量的に多いということはないようである。

登牛は、因幡・出雲・伯耆・但馬・備中・備前・美作・

播磨などから供給されているが、さらに子細に見ると、定期的にこれらの諸国の比重に変化があつた。明和三年から安永九年までの時期では、入牛のほぼ四〇%前後は因幡牛によつて占められている。それゆゑこの頃の駒ヶ谷市は因幡牛に最も大きく依拠していたといえる。しかし市の不況を経て新しく好況の傾向がみられると、その変化は新しい国衆によつて担われてくる。すなわち出雲牛が、天明末に三〇%から四〇%を占め、因幡牛(二〇%前後に減少)にとつて代つている。これについて、美作牛が次第に進出しつつあることも見落すことはできない。後に更にのべるが、幕末には美作牛が第一位を占め、そのまま明治期にまで及ぶようであるので、西国牛の駒ヶ谷市での変化は、时期的には、明和と安永期の因幡牛、天明以降の出雲牛、幕末の美作牛という三段階を設定できるようである。出雲牛、ついで美作牛によつて担われて行く駒ヶ谷市の発展は、これら入牛における間登り数の多さにもあらわれ、先に示した間登りの増加が総入牛の増加の直接的な要因であつたことと一致する。凋落傾向にある出雲牛では間登り数はこれら上向の入牛と比べると全く少いといえる。なおこのことは

第12表 登牛数別国衆

		1～5頭	6～10	11～15	16～20	21～25	25～30	31～35	合計
明和	4	11人	9	10	4	1	1		36人
"	6	7	11	1	1	1		1	22
安永	5	18	8	3	1				30
天明	3	30	18	2					50
"	7	36	32	4					72
"	9	32	34	17	1				84

あくまで駒ヶ谷市を通して見た西国牛の変化であるから、他の市場においてはそのままではまるとはいえず、むしろそのままの形では妥当しない(のちの但馬牛の事例を参照)といつた方がよからう。

次に入牛数の変化を、国衆数と関係させてみよう。第12表に登牛頭数別に国衆の数を示した。この国衆数は春・秋牛(間登りをも含む)の年間の延人数であるので、実際の人数はこれを下廻る(ほぼ三分二ほどにあたる)ことになる。しかしこれでも大体の傾向はうかがえる。明和年間では一度に二五頭以上を牽登ってくる比較的大きな国衆があつたが、

安永には半数以上が五頭以下となつて規模が小さくなり、大きな国衆は姿を消している。天明期の市の好況期には、登牛の増加は国衆数の増加ともなる。しかし明和期のように多数の牛を一度に牽登る者はなく、大体六〜一〇頭を扱う国衆が中心となり、その意味で安永期の不況からの脱却は、明和期のような大國衆による入牛へは復帰できず、中位の規模にかたまろうとする傾向がうかがわれる。その点の後掲第14表でも示すように、国衆一人当りの登牛の変化と関係してくる。

国衆の出身地について簡単にみておこう。因幡衆は、智頭町を中心に、砂見、毛谷方面から、出雲衆は楯縫郡奥宇賀村らを中心に、備前は和氣郡日笠・働村など、備中は松山、播磨は備前に近い千本、皆田あたりの者である。美作衆は、久世が中心で、その他蓮花寺、砂見等からくるが、久世の徳右衛門が作州では最も大きかつたようである。

久世市については、石田寛氏の論考があるが、徳右衛門^①というのは同市で最も古いといわれる南中屋(後安家)のことと思われる。関西六都市の一つといわれる久世市は、寛政期に最も栄えたようであるが、第11表でみた美作牛の増

仲買博勞の取引(安永5年)

垣内 孫右衛門	別井 幸七	兵庫 善三郎	兵庫 与惣次郎	小平尾 藤七	松井 孫兵衛	畑の浦 甚太郎	計		総計	
							春	秋		
							8	3	11	
2	2		1				13	5	18	
			2					4	4	
1	1							2	2	
							5	3	8	
							5		5	
				1	1			1	1	
							5		5	
							2		2	
				2	2			3	3	
				1	1			3	3	
								1	1	
								3	3	
							3	4	7	
		2	2				5		5	
							12		12	
							10		10	
					1	1		11	11	
1	1						4	6	10	
							1		1	
								3	3	
							5	2	7	
						1	1	14	8	
								7	7	
4	4	2	2	3	3	1	1	103	58	161

加現象はその一端を示している。第13表は、安永五年の「田舎牛売帳」から、国衆と駒ヶ谷市に立つ仲買博勞との取引關係を明らかにするために作成したものである。この年は、春に一〇三頭、秋に五八頭、あわせて一六一頭が売買されたのである。この数字が第11表の同年の入牛数二〇七頭とくいちがうのは、帳簿記載の不備と、入牛と取引成立牛の差(売残りは他の市へ入る)とによるものである。この年では久瀬の徳右衛門が二三年で最も大きい売買数を示しているが、丁度先にみた入牛規模が小さくなる時期で、新しく出雲、作州牛によつて交替せんとする動きが一部うかがえるものであ

第13表 駒ヶ谷市の国衆

国衆	博勞	庄兵衛		嘉兵衛		五兵衛		治兵衛		恩智伊兵衛		大久保三郎					
因幡	弥市郎	2	2	4	2	6	2	2		1	1						
"	市兵衛		5	5	1	1	2	6	6	1	1						
"	甚助				1	1				1	1						
"	久右衛門											1	1				
但馬	庄五郎	1	1						1	1	5	1	6				
"	治兵衛		1	1								4	4				
"	嘉七																
"	増右衛門	1	1							4	4						
丹波	宇兵衛		2	2													
"	半四郎											1	1				
"	政右衛門		1	1								1	1				
"	太兵衛										1	1					
"	儀兵衛		1	1							2	2					
出雲	伊右衛門	1	2	3	2	1	3				1	1					
"	善助		5	5													
"	喜助		6	6	3	3						1	1				
"	藤兵衛		2	2	4	4	2	2		1	1	1	1				
"	夫左衛門		2	2	4	4	2	2		1	1	1	1				
備前	喜太郎		3	3			2	2		1	1	2	1	1	2		
"	武助				1	1											
千本	勘五郎		1	1							2	2					
"	松右衛門	1	2	3	1	1	1	1		2	2						
久瀬	徳右衛門	11	5	16	1	1	2	1	1		2	2					
皆田	伝兵衛	2	2		3	3	2	2									
計		33	24	57	24	6	30	18	18	1	1	15	16	31	4	4	8

註 博勞の下の数字は、それぞれ、春・秋・合計の牛数をあらわす。

この年駒ヶ谷市に來た国衆は二四名である。千本・皆田は播磨衆である。仲買博勞のうち、肩書のない四人は駒ヶ谷村の農民、恩智・大久保・垣内は河内高安郡、別井は同国石川郡、兵庫・小平尾・桜井・畑の浦は大和の村名であり、したがって、この年の博勞数は、河内駒ヶ谷四人、高安郡三人、石川郡一人、大和五人、あわせて一三人となつてゐる。

国衆の大勢は、入牛又は売買牛を通して明らかになつたが、次にこれらが駒ヶ谷市の仲買博勞にどのように売却されて行つたか。市の中心には、甚兵衛家が「問屋博勞」「組頭」として存在

の 取 引

紀 伊	そ の 他	不 明	合 計	博 勞 1 人 当 り	総 に 取 引 牛 数 對 駒 勞	取 引 牛 數 對 駒 勞	牛 取 引 率 (%)
牛 數 (博 勞)	牛 數 (博 勞)	牛 數 (博 勞)	牛 數 (博 勞)	取 引 平 均 牛 數			
		1 (1)	344 (37)	9.3		67.1	
	3 (2)		157 (17)	9.3		78.3	
	1 (1)		163 (14)	11.6		95.1	
			252 (16)	15.7		72.2	
		1 (1)	158 (14)	11.3		71.5	
			161 (13)	12.4		65.8	
		1 (1)	170 (13)	13.1		68.2	
		3 (3)	119 (15)	7.9		67.2	
	1 (1)	6 (1)	249 (34)	7.3		38.2	
24 (10)			452 (54)	8.4		42.0	
44 (10)	1 (1)	13 (7)	548 (60)	9.1		33.9	

していたが、その支配下に各地から仲買博勞が入りこみ、彼らの手を通して一般農民に牛が売られて行つたのである。仲買博勞の河内所屬の分は先に第2表に示したが、更に河内以外のをくわえてくわしくみると第14表のようになる。博勞も時期によつてその活動が相当変化しようである。市の停滞期には博勞数もへり、また發展期にはめざましく増加している（この表の博勞数は延人数ではなく実数である）。博勞一人当りの牛取引数は、不況期にむしろ大きく一〇疋を上廻る数値を示している。このことは、入牛の減少率よりも仲買博勞のそれの方が大きいことを示している。仲買博勞は、駒ヶ谷村農民のほか、同じ古市郡や石川・錦部・高安などの河内諸郡、さらには大和・紀伊出身の者もあり、駒ヶ谷市の市場圏を示している。これらの博勞数も時期によつて相当の変化がある。中心になる駒ヶ谷村の博勞は五名からのちに二名にまで減少するが、彼らの一人当り取引頭数は、少くとも二五疋、多いときは九〇疋を上廻つて、博勞一般の平均値を遙かに上廻り、この博勞が人数の上では少数であつても、市の取引内容では断然他を圧していることがわかる。表に示した駒ヶ谷博勞の取扱高は、全売牛の、多い時では九五%、明和・安永期ではほぼ六五%以上となつている。河内博勞の内訳をみると、石川郡では喜志・森屋・佐備、錦部郡では加賀田、高安郡では大窪・恩

第14表 仲買博勞

	駒ヶ谷村		古市郡 <small>（除駒ヶ谷村）</small>		石川・錦部郡		高安郡		大和	
	牛取引数	(博勞)	牛数	(博勞)	牛数	(博勞)	牛数	(博勞)	牛数	(博勞)
明和 4	231	(5)	18	(3)	29	(6)	21	(5)	44	(17)
" 5	123	(5)	7	(2)	5	(2)	10	(4)	9	(2)
" 7	155	(4)	3	(1)	1	(1)	1	(1)	7	(6)
安永 2	182	(5)			2	(2)	51	(4)	17	(5)
" 4	113	(4)					31	(3)	13	(6)
" 5	106	(4)			1	(1)	43	(3)	11	(5)
" 6	116	(3)			1	(1)	42	(3)	10	(5)
" 10	81	(3)			8	(3)	24	(3)	3	(3)
天明 3	95	(3)			68	(9)	48	(3)	31	(17)
" 6	190	(3)			105	(11)	51	(3)	82	(27)
" 9	186	(2)			107	(7)	86	(3)	111	(30)

智・垣内の村々が中心である。これら河内博勞は、単に河内農民への販売に従事するだけではなく、先に大和博勞との間に出入を生じたように、また諸統計からも推察され

るように、大和をも市場圏としていたのである。大和博勞は、蛇穴・御所・丹生谷・太田・下田・名柄・長安寺・寺口・野依・佐田・小柳・兵庫・樺原などの諸村に点在していたが、彼らの取引数は一般に微々たるもので、河内博勞に全く圧倒されていたといえる。しかし天明期に入り、入牛の変化があらわれる時期になると、駒ヶ谷村博勞の比重は急速に低下し、その取扱率は、総数の四〇%前後、天明九年には約三分一に過ぎなくなつてしまふ。このことは、市の変化が単に国衆の規模の変化に輸入牛の変化だけでなく、これを購入する仲買博勞内部の勢力の変化をもひきおこしていることを物語っている。

すなわち、従来主導権を握つていた駒ヶ谷博勞に代つて、河内のその他の諸郡の比重が増し、さらに大和博勞も次第にその数をまし、従来姿をみせなかつた紀州博勞が、橋谷・馬場・辻・中村方面から登場してくるのである。駒ヶ谷市は、このように村内の博勞の地位を低下せしめることによつてその販売圏をより広範にしたといえるのである。とくに大和博勞と河内博勞との競争関係が、不況をきりぬけた駒ヶ谷市に早くも再び内包していたといえるであろう（後

に大登り』駒ヶ谷、間登り』大和蛇穴という市の分化が生じる。

明和から寛政初年という短い期間をとつてみても、その間に市がたえず変動していることを知つたのであるが、国衆、仲買博労などの変容をもたらす鍵は、天明期に市不況をどのようにきりぬけたかという点に潜んでいる筈である。

天明三年五月に、国衆が血判で傘連判した文書が一通現存している。それによると、同年秋から「河内牛市場者駒ヶ谷村市場に相片付キ相立申相談＝相極……然上者、一須賀中買中之内、駒ヶ谷市場に者相立不申与不被申候仁有之候とも、向後一須賀市場に相立候義決而相成不申」とし、今後一須賀両家（内容は不明）へは一切送り牛をしないこと、駒ヶ谷市入は十月十五日限にきめ、河内大堀表で迎えることを定めている。この二通の血判のうち、一通は、出雲（喜介・源次郎・林助・茂吉・善介・新藏・茂十郎）、因幡（源八・善四郎）、作州（徳右衛門・藤介）、播州（伝兵衛・松右衛門）、但馬（権七）の一四人が連判し、他の一通には、因幡（惣次郎・伊兵衛・新助・市兵衛・庄介・庄兵衛）、出雲（伊右衛門・和介・武藏）、備前（定吉）、備中（市郎兵衛・助左衛門）、但馬（喜平次・利右衛門・彦四郎・嘉助）の一六人が連判している。

前者は従来駒ヶ谷市へ入つていた国衆（国博労）であり、後者は一須賀市の国衆であると思われるので、河内市場の統廃にもなつて、市ごとに血判を作成したものと考えられる。

血判状を作るほどであるから、一須賀市の廃止は牛取引に相当の影響を与えるものと思われ、血判を必要とせざるを得ない背景が想像されるのである。つまり一須賀市の廃止がそのまま国衆には納得できない要素を含んでいたのではないか。廃止の理由については全く不明であるが、僅かに「此度駒ヶ谷甚兵衛願上、去卯（天明三年）五月国々博労申合一札を以、牛売買之義仕置候」という史料から判断すると、甚兵衛の意向が強く作用しているようである。ほぼこの頃と推定される史料（子年とあるのみだが、明和五年或いは安永九年ごろと思われる）によると、一須賀市では二一七頭を取引し、駒ヶ谷市よりやや小規模か、又はそれに匹敵する市であつたといえる（第15表）。しかも駒ヶ谷市自身では、その取引規模は天明初年まで一貫して縮小の傾向にあり、何らかの形で市の再興が計画されねばならなかつたのである。

第15表 一須賀市仲買博勞買入数（千年）

村名 仲買	一須賀村 治兵衛	一須賀村 権右衛門	加賀田村 清兵衛	森屋村 新助	岩瀬村 奎左衛門	喜志村 小右衛門	古市村 太郎兵衛 治左衛門
頭数	20・23・43	23・16・39	24・28・52	6・18・24	3・7・10	6・5・11	3・2・5
村名 仲買	古市村 太郎兵衛 治左衛門	春日村 佐平次	大窪村 三郎兵衛	恩智村 九平次	垣内村 平兵衛	大屋村 佐助	合計
頭数	3・2・5	2・1・3	3・0・3	4・1・5	0・3・3	10・4・14	(春)(秋)(計) 107・110・217

註：頭数の数字は、左から順次春登り，秋登り，合計を表わす。

問屋Ⅱ組頭としての甚兵衛家の、この時期における経済状態については、未だ明らかにしえないが、土地所有面について見る限りでは、宝暦期の四三石ほどをピークにして、約一〇石ばかり減少している（その後幕末にかけてはさほど変化しない）こともあわせ考えなければならぬ（第16表参照）。

一須賀市の廃止は、甚兵衛自身の言葉を借りれば、国博勞言合一札をもつて「是悲是悲」と頼んできたから、前々の通り河内牛市は二軒にしておけといつたのに「余計の牛不承知＝申候へ共、一向相頼候へ者」承知

したというのである。彼にとつて、一須賀市の統合は果して余分の不要な牛を扱うことになるのであろうか。どうもこの動きは彼自身の発意と考えた方が妥当と思われる。とすれば、彼が不況の打開策として考えたのは、駒ヶ谷市の南にある石川郡の一須賀市を併合すること、つまり往年の取引規模にまで回復するには、本来的な統制の強化を策したところで利のないことを知り、組頭として併存していた一須賀市を自己の方へ吸収し、両者の統合（というより、一方的な吸収）による牛流通の独占をはかろうとしたものといえよう。

このことは、この後の経過をみるとさらに判然とする。天明三年十月の秋登りの際は、春の約束通り河内では駒ヶ谷市一ヶ所での牛市が立つたのであるが、翌四年五月に、但馬衆四人がまたまた一須賀へ入つたのを契機に、他の国衆もそれに同調するという事態が発生したのである。甚兵衛は、但馬衆の異変について他の国衆からその噂を聞いており、二月に但馬へ直接出向いて五月登りについて問い糺している。その折但馬衆は言を左右にして即答せず、いよいよ五月節となつて登つて来たので、十三村まで迎えに出て

意向を亂したがまだ返事せず、大和川沿いの大堀にきて漸く一須賀行を申出たのである。そのため甚兵衛は、一須賀の三郎兵衛および但馬衆に對し立腹し、石川郡大ヶ塚村房右衛門、備中市郎兵衛（宝曆に国博勞をやめさせられた備中松山の市郎兵衛と同一人かその子であろう）、但馬の彦四郎の三人が取巻に立つて、同年九月に、但馬衆四人は春秋二度に牽登り牛の三分通りを駒ヶ谷市へ入れることとなつて解決している。その結果一須賀市は、廃止されずに明治まで続いて行くのである。この三分通りというのは、但馬衆だけに適用されるのか、従来一須賀入をしていたすべての国衆に適用されるのか明確でないが、因幡衆がその後入牛を一時的にしろもちなおしていることから考えると、後の解釈が成立するようである。

かくて天明三年から立てられた甚兵衛のプランは、国衆とくに但馬衆の反對を受けてそのままでは貫徹しえなかつたが、しかし市の再建にはある程度成功したといつてよからう。この再建は、本登りの増加ではなくて、先にもみたように間登牛の掌握という形で実現されて行くのであり、その意味で、ジクザクのコースを通つて、領主的な流通機

構を自ら変容させざるをえなかつたといえよう。間登牛の増加にともなつて、市日は従来の春秋二回から、實際上、四回（いずれも本登りの前に一回つづ）開かれることになつたのである。間登の發展する契機は、明和五年にすでにできあがつていたのであるがそれを挺子にして、間登市に經營の重点をおいたのである。本登りの増加を実現できないところに、流通機構の混乱ぶりが十分にうかがえるのである。それでは、間登にしろともかく牛流通の再建に成功したのは、どこにその原因があるのか。また従来一須賀市に立つていた国博勞、とくに但馬衆が、その廃止に強く反對し、血判状を作成してまで成立させた約定を事実上廃棄させたのは、なぜだろうか。

但馬牛の西国牛全体に占める地位は、わからないが、駒ヶ谷でのそれを見ると（第11表）、安永初年では出雲牛につぐ入牛高をしめしている。ただ但馬衆が駒ヶ谷への参加に必ずしも積極的でなかつたことは、この表に示される数字が増減めまぐるしいことから推察される。しかし但馬衆の隠然たる勢力が前提されてはじめて、甚兵衛の天明三年の動きが理解できるのではないか。

但馬牛の畿内での流通市場は、牝の仔牛は、泉州南部に供給され、その他天王寺市支配下にも入つていたのであろうし、牡牛については河内の二市場に供給されていたようである。この点は他の国衆に關しても同様と思われるが、前節で明らかにしたように、泉州南部との結合は但馬牛に特徴的と思われ、泉州南・日根両郡の天王寺統制からの離脱という農民勢力の参加による成果は但馬衆に直接及んでいた筈である。このように流通面における優位を享有していた但馬衆が、駒ヶ谷、さらに大きくいえば河内牛市の凋落傾向をくいとめるための挺子として登場させられると、そのまま柔順な行動をとる筈はないのである。

血判状に連名した国衆数が、その市での入牛数を間接的に反映するものと考えると、駒ヶ谷市では出雲衆が七人で、(最も多く、連名一四人のうちの半分を占め、取引高では天明二年―血判作成の前年―入牛高の三四%を占め第一位)、一方一須賀市では、因幡衆が六人(連名一六人に対して三七%)で第一位、これに但馬衆四人が続いている。それゆえ一須賀市は、かつて駒ヶ谷市で支配的な地位を有し当時凋落傾向にあつた因幡衆と、駒ヶ谷とはあまり結びつきの十分でなかつた但

馬衆の二つのグループが中心をなしていたといえよう。国衆と市との関係は、大体行先は固定していたようで、年によつて駒ヶ谷或いは一須賀へと変更することはなかつたようである。

因幡牛の一須賀への入牛数はわからないので、因幡牛の駒ヶ谷での比重の低下が、そのまま因幡牛全体の衰退を物語るものか、或いはまた因幡牛が一須賀市に重点を置いて入牛を始めたのか、その点確定はできないが、国衆と登せ市との関係がほぼ固定していることから考えると、先の解釈の方が成り立つように思われる。とすると、一須賀での但馬衆の勢力が十分想像されてくるのである。

但馬衆は、天明三年秋登り牛は、約定通り駒ヶ谷市一本で実行したので、その頭数は第11表のように急激に増加している。また因幡衆も入牛を増加させて回復の傾向を示している。因幡の場合は、駒ヶ谷市との従前の関係もあつてきわめてスムーズにのびて行く(にもかかわらず、出雲・美作勢の進出によつて相対的に減少する)が、但馬の場合はすぐもとの形に逆転し、駒ヶ谷とは十分結びつきえないで終つているのである。この但馬衆が、天明三年の甚兵衛の路線

を阻止、修正したものであるが、畿内牛流通市場での但馬の強さがこのような結果を生んだのではなからうか。

ついで一須賀の併合策は十分に成功しなかつたものの、間登りの掌握——とくに出雲・美作の——に成功した原因をさぐらなければならぬ。これは但馬衆らが一須賀市に固執した態度とも関係する問題である。

これについて、直接的な解答はできないのであるが、牡牛流通圏の問題と、駒ヶ谷市の取引内容の問題とが若干のヒントを提供するようと思われる。聞き取りによると、昭和に入つた時期でも、駒ヶ谷市の牛は、牡牛で大柄で力強く飼料も多量に必要であるので、並の農家では必要としなかつたという。河内の牛市でありながら、河内農村とは直接結びつかず、河内農民が、仔牛で買つてのち成長したのを売るといつた程度で、成牛はせいぜい石川谷方面で使用されるか、大和に送られるかであつた。これらは粘土質の土地で、牝牛の力をもつてしては十分に耕耘の能率をあげる事ができなかつたという。その点から考えると、石川郡一須賀市は、駒ヶ谷の南方、石川を上流にさかのぼつた所にあり、この方面に博労が点在し（この地方は山草に恵ま

れていて、牛所有率は高い）、駒ヶ谷とは少しはずれた市場圏を有していたようである。しかし天明三年の動きのあと、駒ヶ谷市での石川・錦部郡方面の博労が次第に増加し、さらに紀見峠をこえた紀州の諸村からも少なからざる博労が登場してくることになるのである。流通圏は広まつた。しかしこの拡大は、一方では駒ヶ谷博労の地位の低下を伴なつていたのである。

駒ヶ谷博労は、既述のごとく、甚兵衛家の別家層によつて占められ、血縁関係を通じて市の独占支配が行われていたといえるのであるが、天明三年以降は、とくに同五年以降はその支配は動搖させられたといつてよからう。各地からの博労数の増加、取引高の変化はその反映といえる。大和や河内石川・錦部郡博労の進出がその一例である。一須賀市の入牛の三分通りを駒ヶ谷へ併合しようとした動きは、入牛数の増加を現象したものの、それは間登り牛の増加であり、したがつて皮肉なことに、従来の血縁関係による市場支配は変容せざるを得なかつたのである。

駒ヶ谷村博労の土地所有高を第16表に示したが、問屋的な甚兵衛を除くと、他はほとんど中貧農といつた階層に属

第16表 駒ヶ谷村牛問屋・博勞持高（單位は石）

	正徳5	享保18	宝暦6	明和5	安永5	天明4	寛政9	文政6	天保14
甚兵衛	22.695	38.098	42.630	37.238	36.768	32.363	32.813	31.016	29.223
忠右衛門	1.470								
弥八郎	7.395	5.587							
吉兵衛	4.623						(8.871)		
与次兵衛		6.419							
長太郎		1.317							
治兵衛		1.634	(14.215)	(7.244)	(7.284)				
庄兵衛			4.634	7.040	10.453	16.028	22.579		
佐兵衛			5.587	2.777	3.257		(0.526)		
五兵衛			(0.580)	0.210	0.210	0.035			
嘉兵衛			(6.846)	6.826	6.826	1.241	0.401		
林兵衛								1.02	7.391

() は博勞でないときの持高

するものである。彼らは、その意味で自己の資力を遙かに上廻る牛取引に従事しており、国衆と購入農民との間に立つて多額の金融にたずさわらなければならなかつたのである。それゆえ問屋と分家という血縁関

係、或いは別家という形での擬血縁関係で両者は結びつかねばならなかつたのである。

駒ヶ谷博勞の地位の低下は、この博勞の一人当りの取引高には大して影響を与えず、明和以降三〇〜四〇頭程度であるが、天明五年以降六〇〜八〇頭ぐらゐに増加の傾向はある。従つて地位の低下は、駒ヶ谷村博勞内部の問題より、他との関係から生じ相対的に低くなつてゐるといつた方がより正確かもしれない。天明九年の例をみると、駒ヶ谷村の庄兵衛は、^(春間)35・41・^(秋間)22・25、合計一二三頭をとり扱ひ、同村五兵衛は、21・17・6・19、合計六三頭となつてゐる。一方主として一須賀市との関係が強いと思われる錦部郡加賀田村の清兵衛（第15表にその名が出ている）の場合の牛購入の仕方は、駒ヶ谷博勞のように主として本登り牛に重点をおくのではなく、前と同じ様式で表現すると、38・0・14・0と、合計五二頭となつて、駒ヶ谷市の春秋の本登り牛は一頭も取引せず、専ら春間登、秋間登を主としてゐるのである。清兵衛の例はその他この時期に簇生する博勞の取引の典型ともいふべきものであるが、このことから天明五年以降の間登牛の取引は、新しく駒ヶ谷市に登場してき

た博勞によつて担われており、これら他村博勞を掌握することによつて市の再興が計画されたといえるであろう。駒ヶ谷博勞「本登り」という線は、間登りによる入牛の増加の結果、他村博勞「間登り」取引の進出によつて次第に弱められつづつたといえよう。

天明五年頃から急激にみられる入牛・博勞数・国衆の増加、とくに国衆については十分説明しえなかつたので、その原因について考察することが、先ほどの設問に対する第二の鍵を提供するように思われる。すなわち、「田舎牛売帳」における天明五年の春と秋の記載上の変化に解答を求めうるのではなからうか。史料を掲げよう。

(天明五年春本登り)

出雲 利右衛門殿

五月四日

一、三百三拾匁	五兵衛
七目	おんぢ(恩智)
一、式百四拾匁	伊兵衛
一、式百六拾匁	か、田(加賀田)
一、式百五匁	伊兵衛
一、式百拾匁	下田
	平七
	か、田
	伊兵衛

八日
一、三百目
一、三百廿匁
兵 甚次郎
与三次郎

内

老貫八百六拾五匁
三百拾五匁
引方
十四匁
天印
廿一匁
七疋入
六十八匁六分五厘
取かへ
廿八匁
泊り
十式匁
又取かへ

式百八拾五匁
五兵衛
百九拾五匁
伊智
伊兵衛
三百八十匁
か、田
伊兵衛
百六拾匁
平七
二百五拾五匁
甚次郎
二百七拾五匁
与三次郎
式貫八匁六分五厘

右引

残 百四拾三匁六分五厘
かし

この史料について若干解説すると、出雲の利右衛門は、

五月四日に入牛して、売買を始め七人の博勞駒ヶ谷1・高安郡1・錦部郡2・大和2・紀州1）に、七頭を一貫八六五匁で売つたことになる。ところが、天印（天王寺口銭）として一四匁（一頭につき二匁）、入牛代（駒ヶ谷甚兵衛の口銭）として二一匁（一頭につき三匁）、その他博勞・追手の泊り賃などをその売上の中からさしひかれてゐる。のちとの関連で注意すべきは、引方として三一五匁が書きあげられてゐることである。一頭四五匁引の計算になる。この引方は、事実上博勞が国衆に支払うべき銀高からさしひかれてあり、その意味でこの引方は、国衆にとつては一頭につき四五匁の損であり、仲買博勞によつては何らかの形で利益になるものである。

引方は、史料的には享保一九年からわかる。享保一九年から元文元年までは二〇匁、元文二年に三〇匁、同三年四〇匁と増加しており、その後暫く不明であるが、明和三年には四五匁となつてゐる。なに故にこの引方というのが、牛取引の場合にみられるかはわからぬが、引方をしない例外的な取引の場合は「正味」いくらとされている。一頭につき四五匁のこの利は、悉く博勞の収入になつたとはいへないが、しかし問屋との間で分配したと推定すると、引方は国衆にはマイナスであり、河内の問屋・博勞にはプラスになるものと思われる。この引方は、各時期とも牛値段の大体一割五分から一割八分に相当する。ところが、同年秋本登りからあと、この引方の記載がなくなつてゐる。

（天明五年秋本登り）

備前 恒右衛門殿

十月十六日

一、百三拾匁

一、百九拾五匁

一、百六拾匁

ノ四百八拾五匁

内

六匁

九匁

九分五厘

十三匁五分

百卅匁

百九十五匁

三疋入

下 平七

別 幸助

さし(喜志) 宇右衛門

天印

三疋入

かし

泊り

平七がわたし

幸助がわたし

牛 価 格 (単位は匁)

備 前	美 作	播 磨	季 節 別 平均値段	年 間 平均値段	米 価
294.0 [12.5] 229.2 [11.0]	261.1 [8.5] 246.0 [7.3]	256.3 [9.0] 270.2 [8.0]	271.9 [9.4] 255.4 [9.2]	262.6 [9.3]	67 (10月)
212.5 [2.0]	249.5 [10.0] 253.8 [12.0]	325.7 [3.0] 218.3 [6.0]	261.0 [6.9] 258.7 [9.5]	259.8 [8.1]	72 (11月)
294.0 [2.5] 260.0 [6.0]	281.4 [14.0] 260.6 [8.0]	280.4 [6.0] 262.0 [2.5]	285.7 [7.0] 265.6 [3.7]	277.8 [5.2]	62 (11月)
	214.7 [5.3] 283.8 [6.3]	328.8 [4.0] 304.0 [5.0]	275.8 [5.3] 299.8 [5.5]	291.7 [5.4]	83 (11月)
227.8 [6.7] 280.0 [1.0] 178.3 [3.0] 228.0 [5.0]	215.0 [8.7] 210.6 [3.5] 206.4 [7.5] 194.0 [6.3]	260.0 [1.0] 187.7 [3.0] 191.0 [5.0]	209.9 [6.1] 194.2 [5.0] 196.2 [5.1] 200.1 [5.3]	201.0 [5.4]	125 (5月) 100 (10月)
		241.4 [9.7] 220.0 [7.5] 251.7 [6.0]	237.6 [9.8] 232.0 [8.1] 236.6 [5.3] 233.6 [6.2]	233.5 [7.1]	61 (11月)

れである。

百六拾匁 宇右衛門がわたし
 右引
 残 廿九匁四分五り かし
 このような引方の消滅は、取引上における国衆の立場を有利にするものにほかならない。勿論正味の取引が行われると、牛値段が安くなる(後掲第17表参照)。それゆえこの引方の問題は、農民の牛購買にも影響してくるともいえる。この駒ヶ谷市の取引上の変化は、国衆の優遇を当面の目標にしたもので、登り牛増加がこのような方法で計画されたのである。これが一須賀市とどのように関連するか(引方が駒ヶ谷独自のものか、牛市に共通のものか、或いは共通のものとするれば、引方の廃止が一須賀にまで及んだか)、不明であるが、天明三年以降の転換期に、国衆との出入のあとで行われただけに、駒ヶ谷市の発展には少なからざる影響を及ぼしたものでいえる。

国衆優遇の基本線は、従来引方の分配に与つていたと思われる甚兵衛やさらには仲買博労の利益を阻害す

第17表 西国 登り

年代	登り牛	因幡	出雲	但馬	備中
明和4	春登	292.6 [5.4]	255.1 [17.3]		
	秋登	261.1 [8.8]	239.8 [15.0]		
明和6	春登	279.0 [6.7]	244.2 [10.7]		
	秋登	264.4 [13.8]	340.0 [4.0]		
安永5	春登	316.7 [7.5]	268.8 [5.6]	323.9 [4.5]	
	秋登	283.9 [4.8]	258.8 [4.0]	276.6 [3.0]	
天明3	春登	347.5 [4.0]	280.2 [5.7]	284.0 [5.0]	
	秋登	297.0 [5.3]	270.2 [5.0]	324.3 [6.3]	288.6 [7.0]
天明7	春間登	175.0 [1.0]	200.2 [7.0]		210.9 [6.0]
	春本登	205.0 [2.0]	190.3 [7.3]		195.7 [3.0]
	秋間登	199.6 [3.3]	173.3 [5.7]		188.0 [10.0]
	秋本登	201.0 [5.1]	199.1 [4.6]		192.1 [7.0]
天明9	春間登	220.0 [3.0]	218.1 [9.9]		
	春本登	270.0 [3.0]	230.8 [9.2]		
	秋間登	251.4 [2.2]	251.8 [7.3]		
	秋本登	209.5 [6.9]	224.2 [6.3]		

註：〔 〕内は国衆1人当りの入牛頭数を示す、米価は真銅甚兵衛家の売却米のそ

る面も生じてくる。天明五年以降族生する河内石川・錦部郡、大和、紀州博労の進出は、駒ヶ谷村内博労の血縁的な紐帯に基礎をおく独占的地位を、一須賀市統廃の動きとこの引方問題を契機として低下させて行くのである。駒ヶ谷仲買博労の取引の集中率の低下は、国衆優先の意図にともなう一つの変化だったのである。天明三年から五年にかけての、河内牛市場の変化は、以上の通りであるが、本節の最後として、登り牛の値段についてみよう（第17表）。

この表を通してわかることは、春牛と秋牛とでは、大体春牛の値段が高くなっていることである。この点については先に触れた享保・元文期の事態と同じである。登り牛の出身地別の値段についてみると、但馬牛が平均より高いという程度で、とくにきわだつた差はなかつたといえる。また天明三年以前と天明七年以降とは、牛値段は先の引方の廃止とも関連して明らかに低下している。

米価と牛値段との関係をみておこう。この両者の不均衡が農民の購入を妨げるということは、屢々訴訟文

書にも記されているところである。享保一九年から延享頃の牛値段は先の第5表に示したが、この頃の米価と対比すると、牛一頭はほぼ米三石に相当する。明和と天明期になると、天明七年のように米価がとくに高騰し、一方牛値段が取引上の変化でさがる時のほかは、ほぼ米三石五斗から四石五斗近くに相当している。その後の変化については、くわしくみることはできないが、天保二年三月に牛五頭が一、〇三〇匁になつており、一頭二〇五匁となる。同月の真銅甚兵衛家の売却米価が、石当り八五匁であり、一般には八〇匁としても、ほぼ牛一頭が米二石五斗分となつてゐる。

以上、非常に複雑な方法ではあるが、牛値段と米価との関係でみると、明和と天明期において牛は、最も高く、それ以前と、以後においては相対的に安くなつてゐるといつてよからう。とくに天保期には、安いといわれた享保期よりさらに安価になつてゐるといつてよいようである。このような牛値段は、当然のことながら、農民の牛購入に影響し、それぞれの時期における牛所有の数量的な変化とも一致しているようである(後述)。先ばしつていえば、元禄と

享保期にくらべると、明和と天明期、さらにはその後暫く摂河泉地方の牛所有は、停滞もしくは減少し、天保前後より、上向を示してくるのである。

なお、ここにのべている牛値段は、国衆と仲買博労との間に成立したそれであつて、いわゆる卸売値段に該当するものである。博労が一般農民に売る場合は当然これより高くなる。また牝と牡とでは牡牛の方が高いのである。ほぼ同じ頃、摂津菟原郡横屋村の明和六年の村明細帳には、牛一疋につき銀二三〇匁から三〇〇匁までとあり、この地方は牝牛使用地帯であるから、この価格は牝牛のそれであり、牡牛の小売価格はこれより高くなる。第7表の明和六年の値段は、二六〇匁となつており、これが農民の手に渡る頃には三〇〇匁前後からそれ以上になつたものと考えられる。また寛政四年の摂津西成郡御幣嶋村の三町歩経営農家の取調によると、牛は五、六年使用に堪え、牛耕面積率一〇〇%、価格は凡三四〇〜五〇匁から四〇〇匁といわれている。⑤やや高いように思われるが、農民の階層によつて購入牛の質がちがひ、それが価格差となつて表われているのかもしれない。

① 石田寛・佐藤雄一郎「中国山間牛市場の研究―岡山県久世牛市場の場合―」(『岡山大学教育学部研究集録』七号)。両氏は久世の秋牛は、「畿内への東牛供給の本場であつた」とあつたといわれるが、駒ヶ谷市を通してみる限り(両氏は畿内といつて実は駒ヶ谷市を念頭におかれているようである)美作とくに久世市の比重は、明和寛政期では第二義的なものといえる。また美作からの登牛は、春秋両市を比較した場合、第11表ではと

	春	秋	計
明和	14	14	28
〃	4	0	4
〃	6	14	24
〃	7	8	21
〃	8	6	12
〃	9	0	14
永安	2	7	21
〃	4	6	15
〃	5	8	22
〃	10	8	8
天明	3	5	11
〃	6	20	42

くに秋牛が美作牛の主流をなした形跡もない念のため徳右衛門の登牛を示すと、

表のようになる。これには間登牛をも含んでいるが、もつて明和―天明期の久世市と駒ヶ谷市との関係は明白であろう。

② 天明三年の駒ヶ谷市の「田舎牛売帳」にあらわれる国博労は、この前者の連名博労とは一致している。

③ 『魚崎町誌』八五九頁。

④ 竹安繁治「摂津型農業経営収支計算の一史料」(『近世史研究』三〇号)。

七 寛政以後の駒ヶ谷市

寛政以後の駒ヶ谷市に關しては、史料はきわめて少く、

詳細にわたつてしることはできない。これは、一つには牛間屋(組頭の移動があつたことと関係があると思われる。断片的な史料によつて、その後の動きを追うことにする。

文化一二年四月、天王寺孫右衛門から、駒ヶ谷村甚十郎(商売方渡世林兵衛)、一須賀村庄左衛門、国方登り博労衆中あてに、牛博労衆の、代金滞および買下り差留について一札を定めている。仲買博労がこの時期に天王寺の流通機構を、不正売買とか代金滞りという形で動揺させていたように、そのため、おきまりの「我等(天王寺)牛市場^ニ而被売^ニ払候外^ニ而、牛牽売直売買決而相成不申候」と申合せているのである。この林兵衛は、従来から間屋をつとめた甚兵衛(真銅家)の別家で、当時間屋株(正式には天王寺に対する関係からいうと組頭であるが、宝暦の時点では明確に区別していた)に、ほどなく非公公式には駒ヶ谷市間屋と称するようになっていた)を文化一四年三月までの約束で預つていたのである。ところが、同一四年四月には林兵衛病氣のため、甚兵衛の他の別家である新兵衛に、五月から三ヶ年間牛間屋株を預けている。近世初頭から甚兵衛家にはほ固定していた間屋株が、その血縁者の間を移動し、きわめて不安定な状態に

第18表 西国々博勞加入者
(天保～慶応)

国	郡	国博勞数	合計	
播磨	佐加三美	用東木養	2	8
			3	
			2	
			1	
因幡	智八八高岩	頭東上草井	9	31
			8	
			8	
			3	
			3	
出雲	楯意大	縫宇原	1	20
			10	
美作	勝勝英吉久米久東西北西大真	北南田野条条条庭嶋	10	80
			5	
			11	
			3	
			14	
			6	
			5	
			1	
			4	
			5	
			4	
			10	
			6	
備前	和氣	14	14	
備中	川上	4	4	
伯耆	日野	1	1	
但馬	養朝	父来	16	20
			4	
丹波	氷多天	上紀田	2	4
			1	
			1	

陥つていたことが想像されるのである。

文政八年三月当時は、また林兵衛が問屋を勤めていたが、彼が病死したため、悴の政治郎がいたものの、幼少であり商売中止も考えられたが、文政八年から五ヶ年間新兵衛を後見にして、政治郎を立てて、錦部郡北村武兵衛・高安郡山畑村吉郎兵衛・大県郡雁多尾畑村清八の三人が甚兵衛生存中「御恩厚相受」けたといつて下代引受人となり、漸く営業を続けることになつたのである。この当時、問屋は和泉・河内・大和で厩数三三三軒を有していたが、三三貫二五四匁の売掛高を残し、経営の困難さがうかがえる。

天保二年には牛問屋は新兵衛所有となつており、同一四

年には市場支配人として林之助が問屋支配株を甚兵衛から礼銀三貫目でゆずりうけようとしたが、親類のよしみで僅か五〇〇目になっている。かくて文化頃から甚兵衛家を手離れてたえず親類筋に預けられていた問屋株は、天保一四年に完全に甚兵衛のもとをはなれ、林之助の所有に帰したのである。この間の事情についてはわからないが、この林之助は、明治五年に真銅隣十郎として、取引の鑑札を与えられた者と同一人と思われる。このあと明治三年まで約五〇年間はここに固定し、のち真銅吉太郎家に渡され、昭和十六年まで同家を問屋として牛市が開かれていたのである。天保から慶応にかけて、幕末期の国衆の勢力については、

第18表が手がかりを与えてくれよう。この表は、その時期の国衆数すべてを網羅したのではなく、金二兩を支払って新規に国衆に加入した者の数字を示したものである。それゆえ天保以前から引続いて営業している者や途中で脱退した者の数はわからない。しかしこれによつて、新入国博労は、美作が圧倒的に多くこの美作衆の駒ヶ谷市への参加の激増ぶりを知ることができよう。ついで天明以降衰退しつつあつた因幡衆が出雲と但馬を抑える数値を示している。この新規加入者は、まさに上向傾向を知るのによい史料であり、また間接的には入牛数の増加を推測させるのである。明和と天明期の因幡衆と幕末における美作衆の勢力転換が、何によるのか、中国山脈の牛市においてこの点が今後究明されなければならないことと思われる。

明治期については、詳しくのべないが、駒ヶ谷市の、畿内とくに大阪府下における地位を少しくみておこう。明治二二年当時では、大阪府下で一〇ヶ所で牛市が立つていたが、同年の売買頭数は四三八頭といわれる。これに対して駒ヶ谷市は、同年四六〇頭を取引し、その後明治三〇年まで大体四〇〇頭ぐらい、それ以後は三〇〇頭前後となつて

いる。^①この二つの数値をくらべると、駒ヶ谷市の方が大阪府下全体より大きくなつて、データが少しく疑われるものの、駒ヶ谷市の規模は、幕末、明治期に多少の変化はあつたが、明治二〇年代では明和と寛政期とほぼ同じくらいであり、大阪府下で最大といえよう。

以上、われわれは、駒ヶ谷市を中心に近世期における畿内での牛流通の実態をみたのであるが、このような生産手段としての牛の流通が、当時の農業経営とどのように関連していたかが次に問われなければならない。

① 『農事調査大阪府之部』(復刻版)三分冊三二頁。

② 『大阪府誌』一編二七〇頁。

第三章 牛所有と畿内農業経営

一 牛所有の地域差―綿作経営との関連―

畿内とくに摂河泉地方の牛所有について、とりあげよう。全国的な牛所有の概数については、すでに第1表に掲げ、その他諸氏によつても明らかにされているので、これ以上あたらしくつけ加える必要もないようである。しかし、農業経営との関連についてのべようと思うと、必ずしも史料

第19表 全国牛馬比率・牛馬耕比率（大正元年）

統計区	耕作用牛馬比(%)		牛馬耕面積比(%)	
	牛	馬	田	畑
北海道区	0.72	99.28	72.35	63.39
東 北 区	7.14	92.86	28.99	6.19
関 東 区	10.92	89.08	42.79	14.61
北 陸 区	20.55	79.45	31.62	3.71
東 海 区	49.56	50.44	39.89	2.01
京 撰 区	94.50	5.50	79.51	30.92
中 国 区	90.22	9.78	85.89	50.03
四 国 区	74.50	25.50	92.25	10.59
九 州 区	45.49	54.51	93.46	73.01
全 国	46.72	53.28	58.57	35.30

備考 農事統計(農務彙纂第47)による。北海道は北陸道、青森・山形・秋田、群馬・群馬、富山・石川、愛知・静岡、その他を参照。京撰区は、京撰区と同じ。北海道は、京撰区と同じ。北陸道は、京撰区と同じ。東海は、京撰区と同じ。四国は、京撰区と同じ。九州は、京撰区と同じ。

は十分でない。少し時期が下るが、大正元年の牛馬耕面積比を地域的に調べてみよう。第19表をみると、地域的な牛馬所有の差は明瞭にうかがえる。牛馬耕面積比については、京撰・中国・四国・九州の西日本側と、新開拓地としての北海道がほぼ七〇%から九〇%(田に対して)の高率をしめし、全国平均の五九%を遙かに越えている。田と畑とでは、畜力利用は田の方に入りやすい。さらにこの牛馬耕の大きさを、本稿の主題である京撰区についてしらべると、第20表

第20表 京撰区牛馬耕比率(明治36年)(%)

地方別	田	畑
京 都	73.15	14.78
大 阪	86.45	51.77
兵 庫	95.23	50.29
奈 良	56.01	1.69
滋 賀	50.01	2.74
和 歌 山	93.24	32.21
全 国	52.31	31.78

備考 農事統計(農務彙纂第47)による。

を僅かに上廻るにすぎず、畠方では全く畜力利用はなかつたとさえいえるほどの低さである。

駒ヶ谷市は、主としてこの奈良県の牛を供給する市場であり、その限りでは、牝牛使役地帯は畿内は勿論全国でも珍しいものである。牝牛は、価格・飼料のほか、使役にも牝牛よりはるかに不利な点が多く、一般にこの使役は行なわれにくかつたようである。ただ奈良県のような重粘土質地帯では、牝牛では役に立ちえないために、牝牛が使用されたのである。大和の牛耕は、かかる特殊性のために他の地域よりその普及が停滞したのである。牛馬耕の普及については、二毛作の発展と、長床犁から短床犁へという農具の改良とが解明されなければならないが、本稿の主題から少しはずれるので、取りあげないこととする。

田方では全国平均のようになる。京撰区内部でも大小の差があるが、その中で奈良県がきわだつて低く、

近世における牛所有の意義は、耕耘・代掻きなどの農耕への直接使役のほか、厩肥という肥料面、さらに運搬の三點にわけて考えることができる。厩肥は、いわゆる山草の肥料化であつて、自給的な農村ほど、その肥料全体に占める比重は大きいといえる。しかし畿内のように、金肥の普及した地域においても、広く厩肥は利用されており、その意味は無視できない。牛の運搬的機能は、必ずしも本来的なものとはいえないが、宿駅の馬借とは別に、農民の便宜上から屢々その役を果たしたのである。さらに、ある程度までのびると、この農耕牛による物資運搬が、既成の宿駅の馬借運搬を脅かすにいたるのである。

その点について少しくみておくと、例えば天保二年に河内河内郡松原宿四ヶ村(松原・水走・豊浦・額田)において、右の出入が生じている。同郡池嶋村はか八ヶ村の農民が大坂より肥料その他の物資を運搬するに際し、馬借によれば運賃分だけ雑用が要るので、手飼の牛で運んだため、宿駅方御用の妨げとなるというのである。宿方の申分では「元来百姓手飼牛耕作^而已^之牛^而、油糟干鰯之類、牛之背^可乗謂無之、右等之荷物^ハ荷鞍無之候^半而^ハ運送難出来、耕作

牛^ニ荷鞍入用之筋無之、全右荷鞍所持仕候手飼牛^ハ、賃稼望^ニ之者^而、宿方差支為致候儀^ニ御座候」という。この出入の際に、河内の牛所有に関連ある文言がある。すなわち「百姓方耕作之為之手飼牛と申へ、悉雌牛^ニ御座候」とのべ、領主から、雌牛に限るといふのはしかるべき何らかの証拠があつての申立てであるかと問われて、宿方は「此儀、極りと申定、或^ハ無御座候得共、雌牛^ニ限り候儀^ハ前々仕来、勿論雄牛之儀^ハ至而強盛之者^而、百姓常々取扱事手荒ク、剩あふなき事^而、食事等も格別余慶^ニ入用仕、最初牛求候節^ニ迎^茂、価高直^ニ付、百姓方不用之儀^ニ御座候故、雌牛^ニ限百姓方^ニ用ひ候儀^ニ御座候、又運送駄賃稼^ハ雌牛^ニ無之候^半而^ハ渡世^ニ難相成儀^ニ御座候」と、牡牛の特徴をうまく表現している。

このような牛による駄賃稼は、当然牝牛所有によつて行なわれたが、これは天保六年十一月に松原宿、三日市宿らから役馬稼妨出入として訴えられた石川・古市郡の七人の無役馬稼の動きと併行して、従来^の領主的な運送機構を攪乱するものであつた。

摂津川辺郡の毘陽駅においても、近郷村々百姓(同郡の

第21表 撰 河 泉 地 方 の 牛 所 有

国	郡	村	村高石	戸数	戸	牛馬	1戸当り	田	方	作物	畜	方	作物	年代	史料
河	錦	錦部郡滝畑村	231.56	70	45 (1)	0.64	稻作	莠莠玉, 煙草	大豆, 粟, 唐黍	享和 2	狭山藩領明細帳				
		石見川村	43.0	42	14	0.33	稻	きび, ひえ	大豆, 小豆, 粟, 黍, 稗	"	"				
		小深村	46.62	26	13	0.50	稻, 菜種, 麦	牛房, 雜穀類, 麦, 菜種	粟, 黍, 小豆, 大豆, 牛房, 蚕豆, 七草豆	"	"				
		大井村	86.09	24	8	0.33	稻, 菜種	粟, 黍, 小豆, 大豆, 牛房, 蚕豆, 七草豆	"	"					
		鵜原村	202.05	53	20	0.38	稻	大豆, 小豆	"	"					
		河合寺村	154.814	21	10	0.48	稻(9分), 木棉(1分)	"	"	"					
		小塩村	208.46	46	14	0.30	稻(8分), 木棉(2分)	"	"	"					
		姫 村	219.6	25	7	0.28	稻(9分), 木棉(1分)	"	"	"					
		向野村	155.1493	22	5	0.23	稻(7分), 木棉(3分)	多葉粉, 大豆, 小豆, 木棉(2分)	"	"					
		彼方村	97.8	17	6	0.28	菜種, 麦	"	"	"					
		錦部村	?	38	6	0.16	稻(6分半), 木棉(3分半), 麦, 菜種	木棉	"	"					
		錦部新田	50.0	8	1	0.13	稻(7分)木棉, 多葉粉	"	"	"					
		廿山村	63.1486	9	5	0.56	稻	木棉, 粟, 稗, 大豆, 小豆	"	"					
		加太新田	25.5677	7	2	0.29	稻	木棉, 大豆, 多葉粉	"	"					
		古市郡豊盛村	303.429	54	8	0.16	稻, 木棉	木棉, 小豆, 粟, 黍, 胡麻, 蜀黍	"	"					
		西蒲村	455.551	56	5	0.11	稻(6分), 木棉(4分), 麦, 菜種	多葉粉, 粟, とうきび	"	"					
		古市村	661.388	151	16	0.11	稻	木棉, 胡麻, 粟, 大豆	天保 9	端山文仁氏文書					
		蘆内村	431.052	63	11	0.17	稻	木棉, 大豆, 多葉粉	元禄 3	松倉重興氏文書					
		山田村	1413.438	374	63 (4)	0.17	稻	木棉, 大豆, 小豆	元禄 3	"					
		東坂田村	194.5	26	4	0.15	稻	多葉粉	明治 2	浅田啓治卿氏文書					
石川郡東山村	476.908	40	8	0.20	稻	木棉, 大豆, 小豆	享和 2	狭山藩領明細帳							
大泉郡大泉村	432.49	85	17	0.49	稻, 木棉, 干瓢, 芋, 大豆, 小豆	多葉粉	"	"							
平野村	100.954	26	1	0.04	稻(8分), 木棉(2分)	芝地ニ而作付無御座候	"	"							
神宮寺村	338.955	33	5	0.15	稻, 木棉, 麦, 菜種	木棉	"	"							
河内郡福万寺村	52.7	6	3	0.5	稻(製作不能)	木棉, 麦	"	"							

丹南郡池尻村	823,995	159	45	0.28	稻、木棉	木棉、大豆、黍、粟、黍、唐黍、大豆、粟、き、小豆、黍、蜀黍、多葉粉、さ	天保14	日登莊町誌
郡戸村	445,24	55	19	0.35	稻、木棉、麥、菜種	木棉、黍、唐黍、大豆、粟、き、蜀黍、多葉粉、さ	"	"
丹上村	617,323	70	19	0.27	稻、木棉、麥、菜種	木棉、黍、唐黍、大豆、粟、き、蜀黍、多葉粉、さ	"	"
今井村	316,41	45	10	0.22	稻、木棉、麥、菜種	木棉、黍、唐黍、大豆、粟、き、蜀黍、多葉粉、さ	"	"
西村	915,399	169	21	0.13	稻、木棉、麥、菜種	木棉、黍、唐黍、大豆、粟、き、蜀黍、多葉粉、さ	延享3	"
"	"	170	21	0.13	稻(3分)、木棉(3分)、麥、菜種	雜穀	天保14	"
丹北郡我我堂村	317,706	50	13	0.26	稻、木棉、麥、菜種	木棉、大豆、雜穀類	享和2	狭山藩領明細帳
西我堂村	311,114	47	13	0.31	稻、同上	同上	"	"
芝村	302,713	42	10	0.24	稻(6分)、木棉(4分)、麥、菜種	木棉(6分)、雜穀(4分)	"	"
"	259,297	48	9	0.19	麥、菜種	木棉(6分)、大豆雜事(4分)	"	"
南・北枯木村	988,488	104	18	0.18	稻(5分)、木棉(5分)、麥、菜種	木棉(7分)、雜事(3分)	"	"
矢田部村	1171,266	330	16(5)	0.05	稻、菜種、木棉、麥、菜種	安永6	柏原町史	
志紀郡柏原村	"	257	15(5)	0.06	稻、木棉	文政11	"	
"	664,359	125	16	0.13	稻、木棉	享保11	八尾市史	
太田村	861,178	106	15	0.14	稻、木棉	"	"	
田井中村	778,126	135	7(1)	0.07	稻、木棉	享保3	"	
若江郡西郷村	144,691	56	5	0.09	稻(4分)、木棉(6分)	天明4	布施市史	
下小坂村	338,019	33	7	0.05	木棉、麥、菜種、大豆	享保9	森杉夫「河内耕作農村の動向」	
新家村	502,543	58	1.5	0.12	木棉、麥、菜種、大豆	寛保3	八尾市史	
深川郡龜井村	1363,617	206	41	0.20	木棉、麥、菜種、大豆	享保9	慈洲町史	
西成郡藤老江村	"	232	50	0.22	木棉、麥、菜種、大豆	明治3	"	
"	1028,271	77	16	0.21	木棉、麥、菜種、大豆	明治5	"	
浦江村	"	85	16	0.19	木棉、麥、菜種、大豆	文久3	"	
"	470,347	105	13	0.12	木棉、麥、菜種、大豆	文久8	"	
大仁村	974,0292	155	25	0.16	木棉、麥、菜種、大豆	天和8	"	
住吉郡遠里小野村	"	190	20	0.11	木棉、麥、菜種、大豆	天明14	中野軌四郎氏文書	
"	"	190	20	0.11	木棉、麥、菜種、大豆	明治2	"	

和泉	浪口村	381.0	52	8	0.16			延享2	中市史
	豊島郡柴原村		44 (明治6)	15	0.34			明治4	中市史
	内田村		56 (明治6)	25	0.45			明治4	中市史
	桜原村		61 (明治4)	10	0.16			慶応4	中市史
	今在家村		18	4	0.22			安永4	中市史
	原田村中倉		31	6	0.19			天保2	中市史
	原田村梨井		36 (天保11)	6	0.17			中市史	中市史
	川辺郡万多羅寺村	301.222	46	7	0.15		木綿, 菜, 大根	元禄14	村上一氏文書
	下坂郡村	321.655	24	11	0.46			寛延2	沢田正雄氏文書
	新田中野村	587.0	140	55	0.39			明治4	山崎隆三「明治初期における土地所有と農業経営」
	武庫郡守郷村	511.0	82	25	0.30			中市史	今井・八木「封建社会の農村構造」
	武庫郡上死林村		74 (天保8)	28	0.38			享保8	中市史
	魚崎町		65 (天保8)	26	0.40			元文3	中市史
	魚崎町		65 (天保8)	20	0.31			宝暦1	中市史
	豊原郡三条村	197.49	42	23	0.55			寛政1	中市史
魚崎村	221.438	43	18	0.42			文政4	中市史	
横屋村	415.129	172	2	0.01			明和6	魚崎町誌	
和泉		78	32	0.41			明和8	中市史	
浪口村		45.85	3	0.18			享保11	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		46.705	19	5	0.26	稲, 綿, 大豆, 雑穀	延享4	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		47.065	22	6	0.27	稲, 綿, 大豆, 雑穀	寛政2	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		954.421	23	9	0.39	稲, 綿, 大豆, 雑穀	文化2	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		175	175	62(12)	0.31	稲, 綿, 大豆, 雑穀	元禄2	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		143	143	31(13)	0.22	稲, 綿, 大豆, 雑穀	寛政12	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		53	53	18	0.34	稲, 綿, 大豆, 雑穀	文化1	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	
浪口村		85	85	37	0.44	稲, 綿, 大豆, 雑穀	天保13	浪見寄禮「畿内新田村落の一例」	

鴻池・荒牧・荻野・山本・上中筋・下中筋・池尻・大鹿・安倉・新田中野・千僧・寺本・加茂の各村)が牛で、伊丹の酒屋のほか諸商人の荷物を取扱う駄賃稼ぎを始め、「牛得所持不仕小百姓并下作仕候百姓迄、下作を相止め、牛相求、駄賃牛夥敷罷成、馱馬荷物無御座」き状態に陥つてゐる。この時期は明らかでないが、河内の事例と全く同じ内容のものといえる。それゆゑ幕末になると、耕作牛の駄賃稼があらわれて、領主的な規制を破り始めてゐるのである。

少しく話が農業経営からはずれたので、本論に戻ることしよう。第21表は撰河泉地方の牛所有を表示したものである。これによると、まず、地域的にその所有の仕方に差違のあることがわかる。河内全体をみても、一戸当りの牛所有数は、錦部郡のような山間部はきわめて高く、丹南郡の丘陵部地帯がこれについてゐる。一方平野地帯の、志紀・若江・渋川郡は、一〇戸に一頭の比率でしか所有してゐないのである。これにくらべると、撰津は全般に高いが、とくに川辺・武庫・菟原、それに豊嶋郡の山寄りの村々(これら諸郡は、前にみた如く、天明六年に天王寺市と牛流通について訴訟をした)が目立つてゐる。泉州も村によつて相違が

あつたと思われ、ここに示した地方は比較的比率の高い村といえる。

このような牛所有の差は、勿論飼育上の関係から、山草に恵まれるという自然条件によつて大きく左右されており、たとえば明治二年の『農事調査大阪府之部』で「山草ノ乏シキ事」をその郡の欠点としてあげられてゐる地方は、当然牛所有が少なくなつてゐる。しかしこの自然条件は、自然経済の商品経済への転化にとまなつて、諸種の商業的農業の発展をうむのであるが、それによつて農業経営の型が新しくうまれてくる。商品生産地帯の地域的な分業と、牛所有との間にはある程度の対応関係が生じてくるのである。勿論牛の所有は、一般的にいえば、「牛数は百石の村方有之場合には、九匹有之は中と可心得、十四、十二匹の村は上々の村也」^③ということになるが、牛生産・供給地帯と需要地帯とは勿論その村での牛所有数は大きくちがつてくる。たとえば、美作勝南郡河辺村では一〇戸当り六頭前後^④、備前児島郡味野村では一〇戸当り四七頭^⑤、但馬出石郡森屋組一五ヶ村では天保七年戸数七九九軒に牛二一七疋(一〇戸当り三頭弱^⑥)となり、第20表の撰河泉を上廻つてゐる。

河内で先に牛所有の少い平野部として名をあげた諸郡は、いずれも周知のようにいわゆる棉作地帯とよばれるものである。平野部であるため飼料不足は当然牛所有を停滞せしめるが、また一方この地方の棉作経営（これは土質によって大きく作用される）においては厩肥より金肥に多く依存し、また畜力も必ずしも必須のものでなかつたからではなからうか。つまり棉作の労働集約的な経営と畜力使用や自給肥料とが結びつきにくい必然性を有するのではないか。

この点については、広く商業的農業の発展を考えた、小ブルのイデオログともいふべき大蔵永常の「綿圃要務」（天保四年刊）と「農具便利論」（文政五年刊）が大いに示唆的である。永常は西日本の農業技術を東日本にも適用して、生産力の発展をはかろうとした農学者であるが、彼の足跡は、広く商業的農業を追求して拡がっている。その意味でその主張は、広汎な見聞に基いたものであつて、当時の農業技術の直接の表現であるといつてよからう。「綿圃要務」によつて、棉作適地はどういう土地であるかを知ると、「至りての砂地は木綿あしく、小出来なるものなり。然れども手入をよくし、肥を[↓]入水をかくれば……取収多く、真

土の土地より利方宜し」「真土、砂真土は木の伸よく枝も栄え桃十位は付ものなれども、木数をあらく育れば砂地よりも利方少し」（綿の作り方に大小ある弁）「海手は砂真土交にて上国也、此海手にて作る棉は性よく上品也」（播州姫路辺作り方の事）「土性は砂真土有て専ら綿を作る也」（備中の作り方）「海手の方に至りては砂地多く」（和泉国大島郡辺綿の作り方）とあつて、われわれの常識にもなつていように、砂地、又はそれと真土交りが棉作適地といえるのである。河内の棉作地帯については、若江郡を例にあげ「八尾平野辺は其国の中程にて、大坂をはなるる事二、三里程東に当れり、土地は砂真土にして所々にしめ土とて下には堅き土あり」、そのため掻揚田という特殊な技術がみられてくる。また耕耘については「綿を植る地はあまり自ら肥て深く柔なるを好まず……作るに至極の地は砂、真土交りに碁石の如き小石ある土地、又は性よく強き中分の地に肥し手入をよくしたる方は宜し」といつて、棉作がさほど深耕を要せず、多量の肥料投入（金肥）をとまなう集約農法であることを指摘している。

このような棉作は、必ずしも牛耕を排除するものでない

が、集約的な技術は、当時の犁の形態とか飼料の不足に規制されて、特殊な農具の発明を生んでくるのである。この点については「農具便利論」が詳しい。「畿内にては……砂地真土の別を弁へ歟も一やうならず」といわれるように、土質や作物に応じた農具——それも広く小農民経営において入手できるような簡便、安価な——が発案されるのである。棉作地帯では、牛耕の低さを補うものとして、人力犁ともいへべき二挺掛(ずんがらすき)とか源五兵衛耒耜カラスキが使用され、これが集約農法に適合的であつたのである。牛馬ある村落は牛耕を行うにしかないが、「たとへからすきをつかふ所にも、麦の中に遣ふは此源五兵衛耒耜を用ひたきもの也」といつている。二挺掛は源五兵衛すきの齒の部分をつににしたもので、摂津今宮村の久左衛門の創案したものとされる。棉作のあとにまだ取入れ前の「桃」が残つている頃から、裏作の麦を蒔くときに畝の筋切りをするのに使用される。鋤チノ鋤クノや畦切ヰキでやると三人で一日三反しか麦の種をまけぬのに、これを用いると八反ずつは手軽に播種できるという。棉作地帯の掻揚田と、米—菜種、綿—麦という表・裏作の作付慣行によつて生み出された秀れた農具

である。源五兵衛犁の価格は、「農具便利論」によるとその種類によつてちがいがあがるが、大からすきは七匁より、（兼指の差）びわのはは四匁より、（兼指）ささの葉三匁七〇八分、式丁掛は八匁九匁で、当時鋤が五匁で買えるというから、鋤二丁分にもならない金高でこの人力犁を入手できたのである。

河内棉作地帯は、上層農民でも相合牛という形で共同所有するか、又は借牛している。飼料を欠くため、若江郡高井田村あたりでは、東成郡又は北河内郡の一部の村々と組を作り、高井田を春田組、後者を夏至田組とよんでいたが、このような他の地域との共同所有が棉作農村の一つの特徴といえるようである。このことは棉作農村の牛耕の停滞性と裏腹の関係にあるといえよう。たとえば若江郡御厨村のU家は、文政六年から天保四年にかけて約二町歩の自作経営を行い、棉作率も五〇%を少し越えるほどの富農経営であるが、それでも牛は所有せず、二月から四月に稲作のため、博労から借牛し、一方棉作の畝間に麦を播くために「人犁引」(ずんがらすき?)を使用しているのである。^⑩

以上、棉作経営を中心に、摂河泉農村での牛所有の差をみてきたのであるが、次に時間的な変化をしらべること

しよう。

- ① 枚岡市六万寺今西徳太郎氏文書。朝尾直弘氏の御好意により、撮影史料を借覧した。
- ② 伊丹市新田中野部落共有文書。内山義久、山崎隆三氏の御好意により見るを得た。
- ③ 『近世地方経済史料』四卷三七二頁。
- ④ 石田寛「瀬戸内地域に於ける畜牛の歴史地理的考察」(『瀬戸内海研究』三号)三頁。
- ⑤ 注④と同じ、九頁。
- ⑥ 『神美村誌』一三五—六頁、一五四頁。
- ⑦ 三枝博音編『日本科学古典全書』一一卷。
- ⑧ 二挺掛は少し改良されながらも現在も使用されているようで、高尾一彦氏の御教示によると、現西宮市(旧摂津武庫郡)で見られたそうであるし、最近筆者も伊丹市や泉州日根郡で麦蟲の畝間に使用されているのを見た。勿論現在では棉作との関係はなくなっている。伊丹では「りようびぎ」とよんでいる。
- ⑨ 『布施町誌』二六一頁。
- ⑩ 古島敏雄・永原慶二『商品生産と地主制』一五七、一八〇—一八一、一八七、一九二頁。

二 牛所有の時期的な変化

牛所有は、時期によつて相当変化があつたようである。同一の村で長期間にわたつてその変動を知りうる場合は、必ずしも多くない。そこで、個別村落をいくつかとりあげ

て、大よその傾向を考えることにしよう。

1 尼崎藩領摂津武庫郡瓦林組

まず比較的早い時期からのものとして、一八世紀初頭から半頃まで約五〇年間の變化を、瓦林組についてみよう。第22表によると、武庫郡二〇ヶ村は、宝永八年以後の時期ではほとんどが、停滞もしくは減少しており、牛耕の發展が阻止されていることがわかる。しかもこの傾向にもなつて、上瓦林村の場合では、牛所有の最低階層が、二石四斗弱(享保六年)から九石三斗

弱(宝曆八年)と上昇し、元禄〜享保期にかけて比較的下層農民にまで及んだ牛所有が、宝曆期には牛数の絶対的な減

第22表 瓦林組牛数

	宝永 8	享保 8	元文 3	宝曆 1
西山	17	4	8	10
小	10	11	12	11
屋田	11	12	9	10
松	9	8	9	9
吉	13	12	10	7
津	30	23	20	19
北	13	11	12	11
田	12	15	15	12
島	21	22	21	21
島	13	11	12	11
田	28	28	27	
浜	5			31
田	14	16	16	18
〃	6	6	7	4
〃	3	2	2	2
林		28	26	20
林	27	22	23	16
根	13	13	10	8
松	21	20	18	17

註 今井・八木『封建社会の農村構造』86頁、第17表

少にともなつて上層農民に集中して行くのである。

2 摂津菟原郡三条村

(1)のあとの変化を、ほぼ同一の牛所有状態にあると思われる、摂津菟原郡三条村についてみよう^⑧。この村も第20表に示したように、西摂部農村として牛所有率は高いほうであるが、その高さも決して持続されたものではない。たとえば同村の牛数は、寛政元年で二三疋（それ以前の時期については不明）であつたが、同二年二一、同三年一八、同五〇一二年一七、享和元々文政四年まで一八頭と、初発の時点と比較すると明らかに減少し、その後三〇年にわたつて停滞している。なお明治一六年には牝牛二〇頭ともり返してきているが、徳川期の停滞性は十分うかがえる。

このように、宝暦以降の停滞性は、すでにのべたように、天王寺市を中心とする牛流通の領主的機構の整備とほぼその時期を同じくするところから、この統制の一つの作用と考えられる。しかしこれは単に牛市場だけの問題ではなく、たとえば農家戸数とか農業人口の停滞ともからみあつた問題で、その意味で農民経済全体の一局面であるといつた方がよからう。人口も、摂河泉三ヶ国では徳川期中期は停滞

第23表 岩室村の戸数・牛数

年代	家数	高持	無高	牛	年代	家数	高持	無高	牛
宝暦3	53	?	?	13	文化15	47	32	14	14
〃 4	52	42	9	13	天保3	52	35	16	13
〃 5	52	42	9	15	〃 7	52	36	15	12
〃 6	50	42	7	13	〃 8	51	36	14	14
〃 9	51	43	7	12	弘化2	52	34	17	14
明和5	51	43	7	12	嘉永1	53	34	18	15
〃 6	51	43	7	10	〃 2	53	34	18	14
安永2	49	43	5	9	安政4	58	27	30	14
〃 4	48	43	4	10	〃 5	58	22	35	15
〃 8	47	44	3	8	〃 6	56	21	34	16
寛政2	?	?	?	9	万延2	55	28	26	18
〃 12	46	39	6	9	文久2	53	31	21	18
享和2	44	38	5	12	慶応2	53	32	20	18
〃 3	44	38	5	10	〃 4	52	33	18	18
文化7	47	41	5	9	明治2	49	?	?	20

註 家数には寺1軒を含む

し、幕末にもり返しつつあるといえる。④ それゆえこの時期の農民経済の発展性が、領主的対応との対比において明らかにされなければならない。

3 河内丹南郡岩室村 同村は泉州大鳥郡と隣接する村であるが、宝暦三年から明治二年にかけて一一〇年間ほどの変化をしりうる。⑤ 第23表によると、牛所有は宝暦五年の十五匹以降天明まで一貫して減少し、寛政期は停滞しているものの、文化末年から再び一〇頭をこえて宝暦期への復帰がみられる。幕末になるほど順調に牛所有はのびている。最低八頭であつた安永〜天明期にくらべると、安政以降はその倍、又はそれ以上になり、幕末期の農民経済の新しい発展ふりを知りうる。この変化は、同村の戸数・人口のそれとも全く符号している。宝暦から安永期の戸数の減少は、無高百姓の減少によるもので、高持層は変化しないゆえ、この無高層は村外へ欠落して行つたと思われる。しかし文化末年からは牛所有とともに戸数も宝暦期の五〇軒以上に立ち帰るのであるが、その復帰はそのまま宝暦期の農村構造への回復ではないのである。あたらしうまればわかつている。すなわち高持層の分解によるその数の減少と、それ

第24表 河内国丹南郡岩室村牛所有

持高	寛政 8		文化 7		天保 11		元治 1		慶応 3	
	戸数	牛(牡, 牝)	戸数	牛(牡, 牝)	戸数	牛(牡, 牝)	戸数	牛(牡, 牝)	戸数	牛(牡, 牝)
石 20~30	1	1 (0,1)	1	1 (0,1)			1	1 (0,1)	1	1 (0,1)
15~20					1	1 (0,1)				
10~15	1	1 (0,1)	1	1 (0,1)						
5~10	1	1 (0,1)	3	3 (0,3)	5	5 (1,4)	6	5 (0,5)	5	5 (1,4)
0~5	29	7 (5,2)	26	4 (0,4)	24	6 (1,5)	19	13 (5,8)	25	14 (5,9)
0	7		6		15		21		19	
不明	6	1 (0,1)			4	1 (1,0)			1	
計	45	11 (6,5)	48	9 (0,9)	49	13(3,10)	47	19(5,14)	51	20(6,14)

にともなう無高百姓の急激な増加である。無高数は幕末期には宝暦期の約三倍近くになっている。この文化文政期からはじまる土地所有上の変化は、宝暦のような人口の村外流出を生まず、それを村内にとどめる形で、人口や牛の増加をとまなつて実現されたのである。この岩室村は、以上のように、長期にわたつて変動をしりうるだけにき

わめて興味深い事実を提供しているのである。

またこの村は、大鳥郡の牡牛地帯(駒ヶ谷市場と直結している)と、河内の牝牛地帯との接触点をなすために、その所有牛は雌雄の両性を含むという、これまた興味ある事実を示している。第24表は、牛所有の農民階層別と牛の性別とを表示したものである。階層別にみると、五石以上の者はほとんどすべて牛を所有している。雌雄別にみると、時期によつてその比率には大きな変化があり、一律にはいうことができないが、全体としては寛政八年を除くと、牝牛が優越していたのである。時期的には、この表では文化七年が最低の姿を表わし、それ以前のはその底辺にいたる過程を、以降のそれは上昇期の姿を表わしているといえる。そうすると、牛所有の減少は、この村の場合は、牝牛の数の減少によつてもたらされていることがわかるのである。勿論この地方の牝牛は、大和の場合とはちがつて、前に明らかにしたように仔牛である。この仔牛飼育は、農耕を主な目的としたものにはちがいないが、それとならんで、成人牛にして売却しその差額を稼ぐという意味もあつたのである。雄牛・仔牛として考えると、牝牛所有のこの時期的

な変化は、階層別の性別の率と相關関係において考えてもよいように思われる。つまり上層農民はほとんどが牝牛を飼ひ、下層になるほど牝牛率がへつて牡仔牛の飼育がふえているのである。それゆえ、岩室村全体としての牛の変動は、下層農民の雄仔牛の飼養如何によつてもたらされているといえる。牛飼育の条件が悪化すると、中貧農は仔牛飼養を中止していたといつてよいだろう。下層民に仔牛が集中したのは、その価格の安さと商品生産の意味からであり、上層がこれとことさら飼育しなかつたのは、農耕牛としての非効率性によると思われる。このように、牛所有の減少する時期では、上瓦林村についてみたように下層民がその犠牲になつて、まず脱落し、また増加の時期では、下層農民の増加となる。岩室村の場合も、寛政・文化では五石以下の高持の階層内所有率は二四%、一五%(上層は一〇〇%)であるが、増加期には二五%(天保一一)、六三%(元治一)、五六%(慶応三)となつている。しかし無高層にまでは及びえないところに、牛所有の上層への集中度が高いことが指摘されよう。

4 河内古市郡駒ヶ谷村 同村は、牛市場のあつた場所

第25表 駒ヶ谷村の牛馬所有数

年 代	家数	牛	馬	年 代	家数	牛(牝)	馬	年 代	家数	牛(牝)	馬
延宝6	94	28	20	明和5	124	12	7	文政13	119	9 (2)	3
貞享5	130	37	26	安永3	124	10	7	天保3	119	8 (1)	4
元禄7	145	30	35	〃 9	124	9	10	〃 7	119	7 (1)	3
〃 13	144	19	31	天明6	123	5	8	〃 9	119	6 (1)	4
宝永3	129	19	25	寛政4	119	6	6	〃 11	96	5 (3)	4
正徳2	128	19	17	〃 12	119	6	3	〃 13	96	4 (3)	4
享保3	129	21	15	文化3	119	6	2	〃 15	96	5 (4)	5
〃 9	129	22	17	〃 9	119	6	6	弘化3	96	6 (2)	5
〃 15	120	26	11	〃 15	119	9	4	〃 5	96	5 (3)	6
元文1	132	15	9	文政3	119	10(1)	2	嘉永3	95	8 (2)	8
寛保2	134	18	6	〃 5	119	13(2)	3	〃 5	95	5 (2)	2
寛延2	134	14	6	〃 7	119	11(0)	2	〃 7	95	6 (2)	2
宝暦5	127	15	8	〃 9	119	11(3)	1	安政3	95	9 (4)	2
〃 12	127	11	8	〃 11	119	12(4)	3	〃 5	95	7 (3)	3

あるため、いままでのべた三つの農村とは若干ちがう特殊条件が加わってくる。主として牛流通面ばかりとりあげてきたので、ここで農村構造の面に少しく触れる意味で、同村の牛所有についてみよう。戸数および牛馬数の変化は第25表のようになつてゐる。延宝から宝永期にかけては牛は二五頭から三五頭に及び、同村内の所有の最も高い時期をなしている。この村の牛所有は、先にみたようにめまぐるしく持牛をとりかえておる点に特徴があるのであるが、これは市場との関係によつて生じたのであろう。仲買博労が必ず牛を所有しているのは、その証拠である。その後宝暦まではまがりなりにも一五頭以上を保持するが、減少のテンポは急激である。宝暦以降の市場の独占的流通機構ができあがり、在方の自生な農民的市場がその組織下に吸収されてくると、元禄前後の繁栄の姿はかく凋落してくるのである。元禄期に五〇〇頭前後の取引高を誇つた駒ヶ谷市が、次第に入牛の減少にくるしめられた頃、独占は天王寺を要として強化され、村内牛所有も激減するのである。天明以降は、まさにナベゾ的な底辺をなし、一〇頭以下の寥々たる姿となり、往時の六分の一から五分の一ぐらひにまで

おちている。前掲二ヶ村では、幕末期において立直りがみられたのであるが、この村は、家数・牛数ともにその回復のきざしをみる事ができないのである。文化以降牛間屋が転々と移動したことは、村落内部にそれをもたらす何らかの変動があつた筈である。今それを明らかにしえないが、このような牛数の変化は、馬数についてもいえる。馬がど

のように使用されていたか、おそらく駄馬として荷物運送に用いられたのであろうが、その間の宿駅などの関係が明らかでないので、これ以上のべることはできない。ただ並みの農村とはちがつてきわだつて馬数が多いことは事実である。しかし、元禄期に三〇頭を越えた馬は、牛の減少よりさらに急激なテンポでその数を減じているのである。

牛数の減少期における特徴は、今までは一般農民にまで及んでいた所有が、全く博労にのみ集中されて行くことである。このような市と結びついた駒ヶ谷村の減少は、その市場圏にある石川谷方面村落——こと最も多く替牛する——にも影響を与えたと思われる。さらにもう一つ注目しなければならぬことは、従来すべて牝牛であつたところに、文政三年から牝牛があらわれてくることである(第25

表)。その数は始めはせいぜい一頭から三頭にすぎないのであるが、天保一一年になると、五頭のうち牝二・牝三となつて完全に牝牛が多くなる。牝牛が多くなるというより牝牛が逆に一、二頭にすぎなくなつてしまう。弘化になるとまた牝牛がもり返してくるものの、牝牛を以前のように入逐するにはいたらないのである。

この牝牛は、どのような流通でこの村に入つてきたのであろうか。同村博労から買入れたものと同じく古市郡(大黒・壺井村)の博労からのとがほぼ半ばしている。このことは、文政以降駒ヶ谷市関係の博労が牝牝両方をつりあつかつており、したがつて同市には以前のように牝牛ばかりでなく、牝牛が西国筋から登つてきていることを示している。また一須賀村博労から牝牛を買つていることもあるから、この市にも牝牛が入込んでいたものであろう。このことは、入牛の性別による市場圏が、元禄以降或いはそれ以前から成立していたのであるが、一九世紀に入ると大きくくずれつあつたことを物語つている。畿内の牛所有が、独占強化の余波をうけて停滞し、それが幕末期にむかうにつれて立直りを見せるに際して、牛市も既成の内容を徐々

にかえつたといえるであらう。

このように、以上近世期における撰河泉地方における牛所有は、元禄前後の繁栄、宝暦～文政の停滞・減少、幕末における再起という三段階にわけて考えることができよう。牛に関するこのような傾向は、今後色々な部門にわたつて究明しなければならぬが、一般的には、領主政策との関係でつぎのように考えることができよう。すなわち元禄期前後の農民経済の繁栄が、領主勢力の後退、さらには改革路線をうむのであるが、宝暦～安永期は、領主の土地所有からの収奪がある程度限界線に達し、生産物地代原則に基づく貢租体系が次第に商品生産とか商品流通の領主的掌握に基く方法に変化する時期であると思われる。それについては本稿の主題ではないのでこれ以上のべないが、先にみた天王寺市の独占体制の整備は、このような領主政策の一環として位置づけられる。領主の土地からの収奪の後退は、いうまでもなく農民経済の発展によつてもたらされたものであるが、今度はその農民的な生産と流通に収奪の主眼をおいて、貢租の低減をきりぬけようとしたと考えられる。商品生産に関しては田方綿作に対する定免制、畑方綿作へ

の検見制という施策が、また流通に関しては贅言を要するまでもなく株仲間組織が整備され、領主的機構への農民経済の吸収、冥加金による貨幣収入の増加（株間の特権は冥加金運上とひきかえに商人に与えられ、特権商人は、その地位を下からゆすられるとたえず冥加金上納の不可能を訴えて領主を牽制する）とをほかつたのである。このような領主政策が、宝暦以降の農民経済の発展を一時的にしろくいとめたものと思われる。人口・牛所有ののびえないのはその現われといつてよからう。しかしかかる形態での領主的収奪は、さらに下からの発展——たとえば族生する在郷商人、農民層分解、マニユファクチュアなどによつて破綻される。天保以後幕末期には領主的機構がくずれ、かわつて米納率増加への貢租きりかえ、破壊的な御用金賦課という封建反動があらわれるのである。

かくて、領主政策との関連で、以上の牛関係の諸変化をおさえたのであるが、勿論これ以外に、農民経済の面からする研究が加えられなければならない。また西国牛における商品生産については、全体的な数値をおさえることはできないが、幕末期に、品種改良（蔓牛の出現）や新しい生産

市の開設、それに産牛の増加などから、^⑧ これまた幕末期に順調にのびて行つたと推定してまちがいないようである。

このような面を、米価によつて代表される物価指数と牛価格とくらべると、明和と安永期が最も高く、当然のことながら、牛所有ののびている時期は相対的に安かつたといえるのである。

つぎに、牛所有の階層性についてのべなければならぬが、先の岩室村の事例が、牛の性別を除くと一般的なケースであるので、ことさらとりあげないことにする。ただ牛数の少い地域(棉作地帯)では上層でも相合牛所有がみられることは指摘しておく必要がある。摂河泉地方では、一五石(一町強)以上層はほとんどすべて牛を有している。しかし河内若江郡高井田村の明治四年の統計では、三町以上は各戸牛をもつが、一町〜三町では七四%、五反〜一町では三二%、五反以下は〇%となり、^⑨ 若江郡下小坂村では一〇〜一五石層から相合牛がみられる。^⑩ 御厨村のU家のように二町経営でも賃牛を使用していることは先に棉作経営の特殊性とからんで指摘した通りである。

それゆゑ、総耕地に対する牛耕面積比は、上層農民ほど

高いといえるのであるが、牛所有に恵まれない農民は、どのように畜力の利用をはかつたか。一つは、本節の註⑦で示した賃牛がある。牛購入のためには米四〜五石分の貨幣額を要するので、中貧農には容易なことではなく、買うためには牛頼母子などを組織して積立の方法を考へていたようである。^⑪ この賃牛はこのような意味で貧農層にとつては

重要な役割をはたしたと思われ、仲買博労がその賃牛を斡旋したようである。この賃牛は、地域によつては丁度大和の預け牛慣行と同じ意味をも有したようである。その場合は貸賃はとらなかつたと考えられる。欠年六月の石川郡平石村平八(博労)から駒ヶ谷文治郎・甚十郎(先の甚兵家のこと)宛の書翰によると、「此者万助と申者、其元様除ヶ牛御座候ハハ預リ申度頼申候ニ付、今日遣候間、乍御無心除ヶ牛御座候ハハ、夏中御預け可被下候、且又末々ニ而牛買申度様ニ申候間、御頼申上度」とある。万助は、牛を購入入するまでの間、問屋の除け牛を夏の間預りたいといひ、博労がその世話をしているのである。また武兵衛(村名不明)が「私方春田式三反御座候、一兩日其元様うし御かし被下候ハハ忝」といつているのも、賃賃牛の例といえよう。

もう一つは、同じ貸牛のように見えながら、純粋な貨幣関係に基づくのではなく、地主—小作関係、出入関係を通じて、上層民からかりる場合がある。たとえば、支徳(大和在住か)の書翰に、牛購入を申し出て「田地数多、下作迄も多ク、鋤申候」とあるのや、中村源十郎の書翰では、牛購入につき、値段二〇〇匁から二五〇〜七〇匁、色は黒、若牛と注文をつけたあと、凡二町四、五反から三町までの田地に使役し、「牛^(使)仕むも家来之内たれかれとなし^(使)仕ひ候間、其段も左様思召被下」(傍点酒井)とあるのは、その事例に属するものといえる。

- ① 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』八一〜八六頁。
- ② 「芦屋市史」史料篇一卷一五四頁。
- ③ 「芦屋市史」史料篇二卷一二六頁。
- ④ 関山直太郎『近世日本人口の研究』八〇頁の國別人口表を参照。
- ⑤ 大阪府南河内郡狭山町岩室中林陸氏文書。福島雅藏氏の御好意により筆写史料を借覧した。なおこの村については、同氏の「近世後期河内南部農村の一事例」(『近世史研究』一八号)がある。
- ⑥ 若牛は「格別手間費等在之儀故、中年以上之牛遣ひ候得者勝手宜候得共、中年以上之牛は銅立候造用も多掛り候」というよ

うに、耕牛の能率としては成人牛がよかつたが、飼育費は若牛の方が安かつた。この仔牛を育てあげてうると、よい場合には一疋に一〇匁から三、四〇匁の利になるという(鷲見等曜、『近世史研究』一号論文、一九頁)。明治三四年大阪府泉北郡の自作農の場合では、収入の一部に、牛畜殖料五匁が計上されており、「但し牡牛一頭買入代金五拾匁、二ヶ年間飼養後売却、此代金六拾匁、此利益一ヶ年平均(五匁)」(出口神曉校訂『明治後期大阪府農家経済調査書』『和泉志』一八号、一三二頁)と記されている。大阪府下のこの調査書で、このような形のみられるのは、この泉北郡の事例だけであるが、岩室村の牡牛飼育の一つの意味がその販売にあることはこれによつて明らかであらう。

- ⑦ 博労は、この牛を自分で使役するだけでなく、賃牛として牛をもたぬ中貧農層に借していたようである。たとえば、河内石川郡白木村伝右衛門(同家はほぼ八反から一町を経営)は、弘化三年同郡一須賀村牛博労武助から銀二三一匁五分九厘で牛を買つたが、武助が牛を渡さぬため、やむなく「他村牛博労方ニ而賃銀牛借受、漸々毛付候」といつている(大阪府南河内郡河南町白木牧道夫氏文書)。
- ⑧ たとえば、伯耆日野郡(駒ヶ谷市との関係はさほど深くないが)では牛数は、延享三年三、九三八頭、宝暦一年四、二七七頭、天保九年四、三三一頭という数字が得られる(『日野郡史』下一七五八頁)。
- ⑨ 『布施町誌』二四〇〜一頁。

⑩ 『布施市史』四七、四八頁。

⑪ 大阪府南河内郡河南町白木牧道夫氏文書。

むすびにかえて

以上、われわれは、牛市と、農業経営と牛耕の二点にわたつて考察してきた。近世初頭以来、発展してきた河内農村の在方牛市が、延享・宝暦以降天王寺市の独占的機構の完成によつて独自性を喪失する。その点の事情を、摂河泉の市場関係を通してみたのである。また明和・寛政期について駒ヶ谷市の取引内容について、その入牛数、取引数(出来高)、国衆、仲買博労などをとりあげ、従来比較的空白であつた畿内需要地帯の牛市について、その一端を究明しえたと思う。

農業経営との関係においては、早く古島敏雄氏が『日本農業技術史』でのべられた方法によつて、村明細帳による地域的な牛所有の実態を画き出した。時期的にも、近世中

期の牛普及の減少・停滞が、化政期以降次第にとりのぞかれ、この期から新しい農業生産力の発展がみられることを予想したのである。しかしこの点については、生産過程への接近が必ずしも十分でなく、概括的、表面的な整理しかできなかった。とくに幕末・維新时期における地主制という、社会経済史上の一つの重要なテーマについては、全く解答は用意されないでいる。しかし農地改革以前においてわが国の農業生産力の担い手になつていた、西日本牛耕地帯の意味が、今後さらに明らかにされ、稲作農業と畜力耕耘の関係などを究明するための、一つの捨石として、本稿が役立てば望外の幸いであると思う。

本稿に使用した史料は、とくに断らぬかぎり、すべて羽曳野市駒ヶ谷真銅甚策氏文書によつた。長期にわたり借覧をゆるされた同氏、大正・昭和の牛市について御教示にあずかつた同市真銅吉太郎氏、その他探訪史料をお借し頂いた先学諸氏や共同研究者に、感謝の意を表す。